

福知山市監査委員告示第9号

令和4年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年1月17日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査の結果	講じた措置
<p>1 財産管理について</p> <p>普通財産貸付使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。</p>	<p>1 財産管理について</p> <p>普通財産貸付使用料については、財務規則第 272 条第 1 号の規定により、会計年度単位で定めた収入金の納期は、その年度の 4 月末日となっていることを課内で周知徹底した。また、今後は財務規則に基づいた納期限とし、適切な事務執行に努めることを再確認した。</p>